

[令和7年12月22日 第16回定例会資料]  
議案第50号

1 議案名

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合を改めるとともに、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部が改正されることに伴い、パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給について必要な事項を定める等の必要がある。併せて、その他所要の整理を行う。

教 職 員 課



# 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局  
教職員課

## 1 規則改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合を改めるとともに、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部が改正されることに伴い、パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給について必要な事項を定める等の必要がある。併せて、その他所要の整理を行う。

## 2 規則改正の概要

### (1) 勤勉手当の成績率の引上げ

徳島県学校職員給与条例が適用される教職員の給与改定に準じ、会計年度任用学校職員の勤勉手当の成績率を「0.025月分」引上げ

①令和7年度分は、12月期で「0.025月分」を引上げ

②令和8年度以降は、6月期・12月期の配分を均等化

(6月期・12月期ともに1.0625月)

		6月期	12月期	年計
現 行		1.05月	1.05月	2.10月
改定後	令和7年度	1.05月	<u>1.075月</u>	<u>2.125月</u>
	令和8年度以降	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>	<u>2.125月</u>

### (2) 在宅勤務等手当の新設等

パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給について必要な事項を整備するとともに、通勤に要する費用弁償について所要の整備を行う。

## 3 施行期日

公布の日から施行

( (1) ①は令和7年12月1日から適用、(1) ②及び(2) は令和8年4月1日から適用)

## 条例等立案案表

題名

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

課(室)名

教職員課

担当者名

高橋道和

電話番号

三一二六

## 提案(制定)理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給について所要の整備を行うとともに、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部が改正されることに伴い、パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給について必要な事項を定める等の必要がある。

あらまし

一 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用職員を百分の百四・五以上百分の百七・五以下等とすることとした。

二 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定における勤務成績による割合について、勤務成績が良好な会計年度任用職員を百分の百三・二五以上百分の百六・二五以下等とすることとした。

三 パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給について必要な事項を定めることとした。

四 在宅勤務等に係る報酬が支給されるパートタイム会計年度任用学校職員の通勤に要する費用弁償について、所要の整備を行うこととした。

五 通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

六 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二から四まで及び五の一部については、令和八年四月一日から施行することとした。

七 一については、令和七年十二月一日から適用することとした。

## 関係法規

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第 号)

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第 号)

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和七年十二月 日制定)

予算上の措置

法令審査会

要・否

パブリックコメント

実施・省略・

対象外

## 徳島県教育委員会規則第十六号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県教育委員会教育長 中川齊史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二号中「百分の百二」を「百分の百四・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三号中「百分の九十三・五」を「百分の九十六」に改める。

第二十六条の表第八条第一項第一号の項中「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同表第八条第一項第二号の項中「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

**第二条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第二号中「百分の百四・五」を「百分の百三・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三号中「百分の九十六」を「百分の九十四・七五」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬）

**第十七条の二** 条例第十四条の二の規定による報酬の支給日は、第三十条第二項の規定

の例による。

2 条例及び前項に定めるもののほか、条例第十四条の二の規定による報酬の支給については、常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例による。

第二十五条中「同号中「( )」を「同号中「( )」（第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び」に、「のうち、」を「( )」に、「あつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を「限る。」に、「額」を「額（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）第十四条の二の規定により常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給されるパートタイム会計年度任用学校職員」」に改める。

第二十六条の表第八条第一項第一号の項中「交替制勤務に」を「一般職員給与条例第八条の三第一項、学校職員給与条例第十二条の三第一項又は警察職員給与条例第十三条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に」に改め、同表第八条第一項第二号の項中「をいう」を「（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）第十四条の二の規定により常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額

を報酬として支給される場合にあつては、委員会が別に定める方法により決定した回数分）をいう」に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「会計年度任用学校職員給与規則」という。）第十五条の五の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
- 3 （給与の内払）  
第一条の規定による改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定を適用する場合は、同条の規定による改正前の会計年度任用学校職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

照表（第一条関係）

第八条第一項第二号	第八条第一項第一号	(略)									
交替制勤務者等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分	交替制勤務に從事する職員等で一箇月当たりの平均通勤勤務の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）	パートタイム会計年度任用学校職員									
第八条第一項第二号	第八条第一項第一号	(略)									
交替制勤務者等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分（一週間当たりの勤務日数に五十二を乗じ、その数を二で除して得た数（小数点以下一位未満の端数があるときはこれを切り上げた	交替制勤務に從事する職員等で平均一箇月当たりの通勤勤務の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）	パートタイム会計年度任用学校職員									
第八条第一項第二号	第八条第一項第一号	(略)									
交替制勤務者等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分（一週間当たりの勤務日数に五十二を乗じ、その数を二で除して得た数（小数点以下一位未満の端数があるときはこれを切り上げた	交替制勤務に從事する職員等で平均一箇月当たりの通勤勤務の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）	パートタイム会計年度任用学校職員									

**第十五条の五** フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百七・五超

二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百四・五以上百分の百七・五以下

三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十六以下

**第二十六条** 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一一七）（第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。）の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

**第十五条の五** フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百五超

二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百二以上百分の百五以下

三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十三・五以下

**第二十六条** 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一一七）（第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。）の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正案

現行

。数) の回数分をいう

。数) の回数分をいう

※ 「現行」は、第一条の規定による改正（この規則の公布日から施行）後のもの

改 正 案	現 行
<p><b>第十五条の五</b> フルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百六・二五超</p> <p>二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百三・二五以上百分の百六・二五以下</p> <p>三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十四・七五以下</p> <p>（パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に関する報酬）</p> <p><b>第十七条の二</b> 条例第十四条の二の規定による報酬の支給日は、第三十条第二項の規定の例による。</p> <p>2 条例及び前項に定めるもののほか、条例第十四条の二の規定による報酬の支給については、常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例による。</p> <p>（パートタイム会計年度任用学校職員の通勤に要する費用の費用弁償）</p> <p><b>第二十五条</b> 条例第二十三条第一項の規定によりその例によることとされる条例第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「（第十二条の三第一項）」の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員（）支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。）</p> <p>」とあるのは、「に一週間当たりの勤務日数を五で除して得た数を乗じて得た額（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八条号）第十二条の二の規定により常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給されるパートタイム会計年度任用学校職員」とする。</p> <p><b>第二十六条</b> 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一一七）（</p>	<p><b>第十五条の五</b> フルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給割合の算定におけるフルタイム会計年度任用学校職員の勤務成績による割合は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百七・五超</p> <p>二 勤務成績が良好なフルタイム会計年度任用学校職員 百分の百四・五以上百分の百七・五以下</p> <p>三 勤務成績が良好でないフルタイム会計年度任用学校職員 百分の九十六以下</p> <p>（パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に関する報酬）</p> <p><b>第十七条の二</b> 条例第十四条の二の規定による報酬の支給（新設）</p> <p>（パートタイム会計年度任用学校職員の通勤に要する費用の費用弁償）</p> <p><b>第二十五条</b> 条例第二十三条第一項の規定によりその例によることとされる条例第六条の規定によりその例によることとされる給与条例第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「（定年前再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める学校職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「に一週間当たりの勤務日数を五で除して得た数を乗じて得た額」</p> <p>とする。</p> <p><b>第二十六条</b> 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一一七）（</p>

第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。)の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第一項第一号	(略)
第八条第一項第二号	交替制勤務に従事する職員等で一箇月当たりの平均通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）
度任用学校職員	パートタイム会計年

第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。) の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

別に定める方法によ  
り決定した回数分)  
をいう。)

○  
(